

厚木市中小企業カーボンニュートラル推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業者又は小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）が、電気自動車の購入並びに電気自動車用充電器及び省エネルギー機器の設置に要した経費の一部を予算の範囲内において補助することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定するものをいう。
- (3) 電気自動車 搭載された蓄電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車で、当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による自動車検査証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されているもの（ただし、電動バイクを除く。）をいう。
- (4) 電気自動車用充電器 電気自動車に用いられる蓄電池を充電するための機器をいう。
- (5) 省エネルギー機器 中小企業者等が事業を営む過程で生じる環境負荷を軽減させる機械及び装置等で市内の自社敷地内に設置するもののうち、別表省エネルギー機器の設置の項備考の欄に定めるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 市内で事業を営んでいる中小企業者等であること。ただし、市内において1年以上継続して事業を営んでいるものに限る。
- (2) 個人にあっては、市内に1年以上住所を有すること。
- (3) 市税（延滞金も含む。）を完納していること。
- (4) 自社製品を設置するものでないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、中小企業者等が自らの用に供する電気自動車、電気自動車用充電器及び省エネルギー機器（電気自動車用充電器及び省エネルギー機器にあっては、市内の自社敷地内に設置したものに限る。）（以下これらを「補助対象設備」という。）の導入（前年度の3月16日から当該年度の同月15日までに導入したものに限る。）に係る事業とする。

2 同一の補助対象者による申請は、異なる補助対象設備について、同一年度に2件を限度とする。ただし、電気自動車及び電気自動車用充電器の2種類について申請する場合は、合わせて申請しなければならない。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第

- 1に定めるとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、国、県又は公的団体から補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金額を控除した額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額とし、上限額は、別表第2のとおりとする。ただし、第4条第2項ただし書の規定により、電気自動車及び電気自動車用充電器を合わせて申請する場合にあっては、上限100万円（製造業以外を営んでいるものによる申請の場合にあっては、上限50万円）とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(事業計画概要書等の提出)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期日までに、厚木市カーボンニュートラル推進事業計画概要書に補助対象設備の仕様等が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する概要書の提出があったときは、必要に応じて現地調査等を実施するものとする。

(補助金の申請)

第8条 前条第1項に規定する概要書を提出した申請者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象設備の引渡しを受けた日から2箇月以内（当該補助対象設備の引渡しを受けた日が1月16日から3月15日までの間にある場合にあっては、3月15日まで）に、厚木市中小企業カーボンニュートラル推進事業補助金交付申請書及び厚木市中小企業カーボンニュートラル推進事業補助金補助対象設備内訳書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。この場合において、当該期日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下これらを「休日等」という。）に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日等でない日を期日とする。

- (1) 会社等の経歴が分かる書類
- (2) 市税納税証明書（市税に未納のない証明書）
- (3) 補助対象設備の仕様書等
- (4) 補助対象設備の写真
- (5) 補助対象設備の配置図
- (6) 補助対象経費の契約書の写し
- (7) 補助対象経費の領収書等の写し
- (8) 事業報告書
- (9) 役員等氏名一覧表
- (10) 収支決算書
- (11) 省エネルギー機器にあっては、省エネルギー診断結果報告書の写し
- (12) 電気自動車及び電気自動車用充電器にあっては、自動車検査証の写し及び国又は県の補助金交付決定通知書の写し

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び調査した結果、補助金を交付することを決定したときは、厚木市中小企業カーボンニュートラル推進事業補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査及び調査の結果、交付しないことを決定したときは、厚木市中小企業カーボンニュートラル推進事業補助金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(交付時期)

第10条 前条の規定により補助金の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求書の提出があった場合は、当該請求書の内容を審査し、適正と認めたときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(報告等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告若しくは関係書類の提出を求め、又は当該職員に調査をさせることができる。

2 第9条第1項の規定による交付決定を受けた後（以下「交付決定後」という。）減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15条）に定める耐用年数の期間（以下「耐用年数」という。）を経過する前に、補助対象設備を売却し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は市外の事業所へ移動するときは、市長の承認を受けなければならない。

(補助金の取消し及び返還)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 交付決定後、1年以内に事業を廃止し、又は市内での営業を取り止めたとき。

(4) 交付決定後、耐用年数を経過する前に、市長の承認を受けないで、補助対象設備を売却し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は市外の事業所へ移動したとき。

(5) 電気自動車用充電器及び省エネルギー機器について、地方税法（昭和25年法律第226号）第383条の規定に基づく固定資産税の申告をしなかったとき。

(重複助成の禁止)

第13条 この要綱に規定する補助金は、厚木市企業等の立地促進等に関する条例（平成21年厚木市条例第2号）及び厚木市企業等の立地促進等に関する条例施行規則（平成21年厚木市規則第36号）並びに厚木市スマートハウス導入奨励金交付要綱（平成25年4月1日施行）及び厚木市電気自動車購入奨励金交付要綱（令和4年5月26日施行）に規定する奨励措置と重複して受けるこ

とはできない。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第５条関係）

設置区分	補助対象経費	備考
電気自動車	購入に際し、補助対象者が支払った費用のうち本体価格に該当する経費	(1) 本要綱に基づく申請の際に、初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第４条の規定による自動車登録ファイルに登録するものに限る。 (2) 使用の本拠の位置が市内であるものに限る。
電気自動車用充電器の設置	補助対象設備等の購入に際し、補助対象者が支払った費用のうち、充電器等本体購入費、V 2 H購入費、課金装置購入費、設置工事費等及び電気工事費（配電盤までの最短距離の工事に係る経費のみとし、配電盤の交換等に係る経費を除く。）	
省エネルギー機器の設置	補助対象設備等の設置に際し、補助対象者が支払った費用のうち、設計、設備本体の購入、工事、処分又は診断に係る経費	照明（L E D）及び空調機器等で、環境の保全が見込まれるもの（市等において実施する省エネルギーに関する診断を受診した中小企業者等が、その診断結果の改善を図るために更新するものをいう。）に限る。

別表第２（第６条関係）

設置区分	製造業を営んでいるものによる申請の場合	製造業以外を営んでいるものによる申請の場合
電気自動車（普通自動車の場合）	50万円	25万円
電気自動車（軽自動車	30万円	15万円

の場合)		
電気自動車用充電器	100万円	50万円
省エネルギー機器	100万円	50万円

備考 「製造業」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類による製造業をいう。